

(報酬の請求等)

6 報酬の請求

Q 確定申告業務をスポットで受任しました。当初の打合せでは「通常の申告業務」とのみ説明を受けていましたが、実際には、過年度分の修正検討、資料不足による追加確認、依頼者との頻繁なやり取りなど、当初想定を超える対応が発生しました。業務完了後、追加報酬を含めて請求したところ、依頼者から「そんな話は聞いていない」「申告一式でこの金額だと思っていた」と強く反発され、報酬の一部が未回収となりました。このような報酬の未回収トラブルは、どのように防止すればいいでしょうか。

A 税理士業務における報酬請求トラブルは、請求時に突然生じるものではなく、受任時の説明不足、業務範囲の曖昧さ、追加業務発生時の合意不足によって生じることが大半です。報酬は単なる作業対価ではなく、専門的判断と責任を伴うサービスへの対価でもあります。したがって、受任時には、業務内容、報酬額、見積りの前提条件、追加業務が発生した場合の取扱いを明確にし、必要に応じて「見積書」、「追加業務確認書」、「追加合意書」を整備しておくことが重要です。これにより、請求時の対立や未回収リスクを大きく減らすことができます。

解説

1 報酬請求トラブルの本質

報酬請求でトラブルになる場合、単に金額が高いか安いかが問

○追加業務確認書（スポットの確定申告） **DL**

追加業務確認書

1 作成の目的

本書は、当初合意した業務内容を超える追加業務が発生したため、その内容及び報酬の取扱いについて、事前に確認・合意することを目的として作成するものです。

2 追加業務の内容

以下の業務は、当初の見積書及び業務内容には含まれていない追加業務に該当します。

（例）

- ・過年度分の取引内容に関する再確認及び修正検討
- ・不足資料の補完に伴う再計算及び申告内容の修正
- ・想定外の取引に関する追加説明、検討業務

3 報酬の取扱い

上記追加業務については、当初の見積金額には含まれておらず、別途報酬が発生することを確認します。

追加報酬額は、業務内容及び作業量を踏まえ、後日算定の上請求いたします。

4 確認事項

本確認書に記載の追加業務は、依頼者の要請又は事情変更により発生したものであり、税理士の裁量による無償対応ではないことを相互に確認します。

5 合意

上記内容について確認・合意の上、下記に署名押印します。

令和 年 月 日

税理士署名：

⑪

依頼者署名：

⑪

〔ポイント〕

当初合意に含まれない業務が発生した際に、追加報酬が生じることを事

(顧問契約以外の業務)

12 監査役への就任

Q 非公開会社である顧問先から依頼されて監査役になりましたが、これまでどおり税理士業務を行っていたら監査役としての務めは果たしていると考え、特に監査役としての業務は行っていませんでした。その顧問先で従業員による横領が発覚し、横領を見抜けなかったことについて、株主から責任を追及されています。監査役就任に伴うトラブルを避けるためにどのように対応すればいいでしょうか。

A 監査役は会計帳簿の信頼性にかかわらず、適切な監査を行い、「監査報告書」を作成する義務があります。顧問税理士が監査役を兼任する場合には、会計的な専門性があることから、その専門性に応じた高度な善管注意義務が要求されます。また自ら作成に関わった会計帳簿を客観的に監査すること自体が困難であり、監査役の独立性を担保するためにも、業務及び責任の範囲や報酬の有無を明確にした上で、兼任の適否を慎重に検討すべきでしょう。また、「監査の実施に関する確認書」を作成することで、監査役としての業務範囲と責任を明確にし、意識的に税理士としての業務との差別化を図る必要があります。

解説

1 監査役の業務

(1) 業務監査と会計監査

ア 業務監査

不正の防止や経営の透明性確保を目的として、取締役の職務執行が、

28 通達と異なる相続税評価



相続税申告の依頼を受け、財産評価基本通達に基づいて評価額を計算して顧客に説明したところ、複数の土地の評価額について納得を得られませんでした。顧客からは、1件については「不動産鑑定士による評価額」、もう1件については「相続直後における売却額」により評価するよう要望されています。後の税務調査等でトラブルにならないためにどのように対応すればいいでしょうか。



通達は法律ではありませんが、財産評価の方法として合理的であることが判例でも明確にされています。そのため、鑑定評価額や実際売却額など通達と異なる評価額によって相続税の申告を行うことには税務調査において否認リスクがあり、トラブルにつながる可能性があります。

不動産鑑定士や不動産業者と連携して、客観性を証明できる資料を当初申告の時点で準備し、顧客の同意を「評価方法に関する確認書」で得ておくことがトラブルを避ける上では重要です。

解説

1 財産評価基本通達による評価

特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によるとされています（相続22）。ただし、時価を客観的に評価することは容易ではなく、結果として納税者間で相続財産の評価が異なってしまうと課税の公平の見地から好ましくないため、評価の一般的基準を財産評価基本

- ・売却時期から相続開始時期への時点修正が行われている
 - ・バブル崩壊後のように短期間での著しい価格変動がある
- ② 売却額による申告が認められにくいケース
- ・売り急ぎ等の要因により価格が下がっている
 - ・親族や知人への売却で価格の客観性が低い
 - ・特定の1社との交渉により売却している

3 トラブルの防止策

前記2(1)の不動産鑑定士による鑑定評価や(2)の売却額による評価により、評価通達を下回る評価額で相続税を申告した場合、税務上否認されるリスクがあります。加算税や延滞税も発生することから顧客との間でトラブルになる可能性があります。

不動産鑑定士や不動産業者と連携して、時価を合理的に証明できる資料を準備した上で、顧客に丁寧に説明し、確認書（書式例 ○評価方法に関する確認書参照）を交わすことで後のトラブルを避けることが重要です。

書式例

○評価方法に関する確認書 (DL)

評価方法に関する確認書

相続人代表○○○○（以下「甲」という。）及び税理士○○○○（以下「乙」という。）は、被相続人○○○○に係る相続税の申告に当たり、後記の物件（以下「本物件」という。）の評価方法について、以下のとおり確認し、合意した。

45 ハラスメント対策

Q この度欠勤中の職員から、上司からハラスメントを受けたことが原因で欠勤しているとの相談を受けましたが、相談対応におけるトラブルを防ぐため、どのように対応すべきでしょうか。事業主は、ハラスメントの防止措置を講じる法的な義務があると聞きましたが、具体的にはどのように対処すべきでしょうか。また、職員のプライバシー保護や不利益取扱いなど留意すべき点を教えてください。

A 現在、事業主は、職場におけるハラスメントとして、「セクシュアルハラスメント（求職者に対する者を含みます。）」、「パワーハラスメント（カスタマーハラスメントを含みます。）」、「妊娠、出産等及び育児・介護休業等に関するハラスメント」を防止するための措置を講じる義務を負います。具体的には、社内規定の整備（「〇〇会計事務所ハラスメント防止規程」）、相談窓口の設置、相談・苦情申出への適切な対応、相談者のプライバシー保護、相談者等への不利益取扱いの禁止が求められます。

解 説

1 ハラスメント対策の義務化

現在、法律や厚生労働省の指針によって事業主に対してハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられるハラスメントは、以下の4種類が挙げられます。カッコ内は関連する法律です。

- ① セクシュアルハラスメント（男女雇用機会均等法）
- ② パワーハラスメント（労働施策総合推進法）